

岐阜地方最低賃金審議会令和7年度第2回
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月3日(金)岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

中家室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多忙のところ、第2回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議となっておりますが、公開公示をしたところ、傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>議事に入る前に、前回隅田委員から専門部会委員名簿の現職欄に係る役職名について訂正の申出がありましたので、御手元の資料の差替えをお願いします。</p> <p>ここからは寺本部会長に議事の進行をお願いします。</p>
寺本部会長	<p>ただ今から、令和7年度第2回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに議題1「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>はじめに、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る公示による意見聴取の結果について説明いたします。</p> <p>令和7年8月21日付けで最低賃金法第25条第5項の規定に基づく「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>

寺本部会長	次に資料について説明してください。
安藤 室長補佐	<p>資料 1 (1 ページ) を御覧ください。</p> <p>岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定に関する労働者側(岐阜県自動車関係単組最賃連絡会議)からの申出書です。</p> <p>申出書記の4「申し出の理由」で、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数」は6,307人であり、「岐阜県内の自動車・同附属品製造業の労働者数」17,631人の35.8%を占めております。</p> <p>また、「最も低い労働協約の金額」は1時間1,133円であり、「現在適用されている法定最低賃金額」1時間1,057円を76円(7.2%)上回っています。</p> <p>次に資料2(3ページ)は労働者側のカヤバ労働組合から、資料3(5ページ)は使用者側の岐阜車体工業株式会社からの意見書です。</p> <p>それでは読み上げます。</p> <p>(資料2及び3を朗読)</p> <p>最後に使用者側からの提出資料、岐阜県商工会連合会作成の「特定最低賃金(自動車部門)に係る現況確認結果(令和7年9月調査)」です。</p> <p>以上です。</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から、他局の答申の情報があれば報告してください。</p>
安藤 室長補佐	<p>それでは全国の答申状況について御報告します。</p> <p>本日までに答申されたところは大阪府のみです。</p> <p>大阪府「自動車・同附属品製造業、」改定前1,119円、改定後1,194円、引上げ額75円、9月30日に最低賃金審議会令第6条第5項適用により全会一致で結審しています。以上です。</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方から基本的な考え方について御意</p>

	<p>見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側の御意見をお伺いしたいと思います。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>労働者側委員の亀井と申します。今年度初めて特定最低賃金専門部会の委員となります。よろしく申し上げます。この後3人続いて自動車産業で働く労働者の代表として考えを述べさせていただきます。</p> <p>まずは、今年の地域別最低賃金の全国加重平均での賃上げは1,121円となり、昨年と比べて66円という過去最大の大幅な賃上げの結果となりました。ここ岐阜県におきましても委員会の皆様の御尽力もあり、64円アップの1,065円という結果となりました。これにより、初めて自動車の特定最低賃金が地域別最低賃金を下回るということになってしまいました。</p> <p>こうした状況ではありますが、特定最低賃金について今年もこうして金額改正の議論をさせていただけるという事に対して、まずは御礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>また、今までの労使双方の諸先輩方が築いてきた健全で良好な労使関係を今後も継続していけるように真摯な議論をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、自動車産業の喫緊の課題としまして、人材の確保、それから人材の流出防止があります。隣の愛知県におきましては、今回63円アップの1,140円が地域別最低賃金となりました。働く者が会社決定における大きな要素を占める賃金が、川を一つ挟んだ愛知県より大きく劣る賃金では、やはり人材の流出が進みかねません。もちろん愛知県が国内での自動車産業の中心的な産業地であることはもちろん理解をしておりますし、生計費なども岐阜県と比べて高い水準にあることはもちろん理解しております。</p> <p>しかしながら、自動車に限らず航空機、電機も含め、岐阜県の今後の産業の発展のために、優秀な人材が岐阜県から他県に流出してしまうということは、産業を守って</p>

	<p>いく意味では良くない事だと思っていますので、今後もこの産業の魅力を上げていくということは必要不可欠だと思っております。</p> <p>また、自動車に関わる業務も年々複雑になってきており、そして高度な付加価値が求められてきております。こうした産業としての付加価値、生産性の高さに見合った賃金を実現していくことが、今の自動車産業に求められていることだと考えております。</p> <p>こうした点を踏まえた、特定最低賃金にしていくことが、岐阜県の自動車産業のさらなる発展につながり、働く人にとってもやりがい、それからエンゲージメント向上にもつながるのではないかと考えております。</p> <p>2025年の総合生活改善の取組において、自動車関連の多くの企業で企業内最低賃金協定を締結し、協定額は時間額にして1,142円となりました。一方、未組織労働者も含め自動車産業で働く労働者全体に適用される特定最低賃金の水準は、依然として企業内最低賃金の締結水準と比べて乖離があります。これらの点を踏まえて、労使交渉の手段を持たない未組織労働者、非正規雇用で働く仲間に対しても、特定最低賃金の枠組みを通じて、2025年の総合生活改善の取組み結果を広く波及させることで、産業全体の労働条件の底上げ、格差是正につなげていく必要があると考えております。</p> <p>足元では関税等、懸念される事項がありますが、岐阜県の自動車産業の持続的な発展と魅力の向上、そして競争力の強化につなげるためにも中期的な視野を含めて真摯な議論をよろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>桑山委員</p>	<p>J-MAX労働組合の桑山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私の意見としましては、亀井委員と繰り返しになりますが、毎年同じことを言わせてもらっていますが、愛知、三重への流出を少しでも無くすという意味合いの特定最</p>

	<p>低賃金というところと、人手不足の中で、なかなか人が集まらないというところで、賃金を上げれば直ぐに人が来るかと言われますと、そういうものではない部分もありますが、労働者が一番に見るところは、やっぱり賃金じゃないかなというところで、これは重要な要素として、自動車部品製造業に特化した特賃を上げていきたいという気持ちがあります。</p> <p>価格転嫁のところに関しては、企業ではかなり価格転嫁が進んでいるという認識はあり、とはいえ満額回答が思ったようにもらえていないという事も認識しています。</p> <p>物価が上昇している中で、労働者側も生活が苦しいというところがあって、そこをどうするかというと、やはり賃金を上げて生活を安定させることが重要だと思っています。</p> <p>中小企業に関しては、特定最賃以上の額で求人募集をかけていると思いますが、小規模、未組織の事業場では、やはり特定最低賃金をベースにした賃金が払われていると思いますので、今回の特定最低賃金は、特に小規模、未組織労働者の賃金を上げて生活を安定させるという目的を含め、今回このような場で議論をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
隅田委員	<p>労働者側委員の隅田です。本日はこのような場を設けていただきありがとうございます。</p> <p>私からは、弊組のカヤバ労働組合から意見書を提出させていただいておりますので、その中から抜粋して申し上げます。</p> <p>労働者側としましては、毎年訴えているところですが、労働者確保、産業の魅力向上について隣県との違いというところは非常に大きな要素の一つと捉えております。そのため、愛知県と比較した場合に懸念とする点としまして、愛知県の地域別最低賃金と比較して岐阜の特定最低賃金が下回っているということは大きな課題と捉えて</p>

	<p>おります。日本の基幹産業の一つである自動車製造業において、決して他の産業を下に見ることではありませんが、この生活経済圏内におきまして木曾川を渡ってしまえば高度な物づくり産業ではない所でも賃金が負けてしまうというところが、岐阜県における自動車産業を向上させていく上での課題の一つと考えます。</p> <p>加えまして、今年度の岐阜県の地域別最低賃金は64円、率にして6.39パーセントの引上げとなり、これまで公労使の真摯な議論を経て積み上げてきた自動車・同附属品製造業の最低賃金が初めて地域別最低賃金を下回る事態が生じました。このことは、これまでの産業の魅力形成の一翼を担ってきた特定最低賃金制度が希薄化されたことにもつながりかねず、強い疑念を抱いております。労働組合を持たない未組織の労働者に対しても、賃金の波及を含めまして、企業業績に左右されない公正な賃金水準の決定は、本審議会に課せられた使命であると認識しております。</p> <p>高度な技術と品質を誇る自動車産業の魅力を将来にわたって確保するためにも適正な水準への改善を議論していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、使用者側から御意見をお伺いしたいと思います。</p>
竹中委員	<p>使用者側委員の太平洋工業の竹中と申します。今年も我々の属します業界の賃金の在り方に関しまして労使でこうした議論の場を持たせていただくことが出来ました事に関しまして、まずもってお礼申し上げたいと思えます。ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員の意見を順に述べさせていただきます。</p> <p>まず私の方からは、先程労働者側の3名の委員がおっしゃられたとおり、我々の自動車業界を取り巻く環境は労使で大きな認識の差はないと思っています。実際には、一時ほどEV化が叫ばれなくなったものの、そういった</p>

構造変化の波は止まることはないと思いますし、資材高騰をしていく中で、価格転嫁も認めていただけるお客様とそうでないお客様があったりと、まだ十分反映できていないような状況もあります。例年このような話もあり、愛知との賃金格差の話もありましたが、ここにきて、トランプ関税の影響というのが、ニュース等で報道されておりますとおり、完成車メーカー様の方に影響が出ております。必然的に我々自動車部品メーカーの方にもその影響が今後出てくる中で、その影響がまだどれくらいのものになるのかというのは、正直先が見えない、極めて、昨年とは別の大きな不確定要素が加わったというのは労使共通の認識ではないかと思っております。

そうした中、地域別最低賃金がここ数年の間過去に例を見ないほど毎年最高額を更新する中で、先程労働者側委員の方からありましたが、今まで地域別最低賃金を自動車特賃が上回ってきた中で、初めて地域別最低賃金のみ込まれるような形となりました。そうした中、かつては岐阜県に3つある特定最低賃金が昨年は電機の審議がなくなり、今年は航空機もと、いよいよ自動車のみとなっております。そうした中で県内産業の基幹でもあります自動車産業に関しまして、これからも大幅に地域別最賃が上がっていく中で、それに加えて少子高齢化が進んで人材確保が難しくなっていく中で、我々の属する自動車の特定最低賃金のあるべき姿ですね、これにつきまして例年議論を中心にしていって行くわけですが、では今後どうあるべきなのか、ここまで地域別最賃が上がっていく中で、今までと同様にさらに高い水準で設定していくことに、その良し悪しに関しても議論していきたいと思っております。我々も今後、県内において、自動車の魅力ある賃金というものを、審議会を通じまして議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

桜井委員

岐阜車体工業の桜井でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

いま、竹中委員が概ね言っていたいただきましたが、昨年も発言させてもらいましたけれども、賃上げと価格転嫁は必ずセットであるべきという中で、今、価格転嫁というのは、昨年と比べかなり進んできているのかなというのを感じております。特に大手メーカーを中心に価格転嫁が十分進んでおります。ただ、この自動車産業は非常にすそ野の広い産業でございます。我々は完成車を作らせていただいている、完成車メーカーの下にティア1という部品を供給しているメーカーさんがいて、さらにその部品の構成品を作っている下にティア2、さらにティア2さんの構成品を作っているティア3と、さらにその下にティア4とさらに下々と非常にすそ野が広い業界という事で、ティア3、ティア4までいくと零細企業が多いわけなんですけれども、では、今価格転嫁がティア1、ティア2のところまでは十分に進んできたという実感はありますが、ティア3、ティア4といったメーカーさんまで本当に進んでいるかということ、やはりまだまだ進んでいないというのが実態でございます。これはもちろん、ティア2さん、ティア3さんいろいろなお考えの中でやられていくところがあるんですが、もっと価格転嫁が進んでいかないと、全体の賃上げも進んでいかないのかなと思っています。

そうは言うものの、私は今の会社に入って30数年経ちますが、自動車業界に魅力を感じて入社をせずと働いております。やはり自動車業界というのは、日本の製造業の中でも花形産業だとずっと思っていて、これが衰退するわけにはいかないと考えていますので、当然そういった中で、自動車産業が魅力ある産業、魅力ある会社というふうにしていかなければならないと、そのためには魅力ある賃金という事はセットだろうと思っております。労働者側の皆さんがおっしゃることはよくわかってございますので、そういった中で、先ほど申しましたとおり、価格転嫁の絡みもございまして、非常に難しい話では

	<p>あるのですけれども、我々もそういったことで必要性は非常に感じておりますので、この場を通じてしっかり議論してきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>大脇委員</p>	<p>県の商工会連合会の大脇と言います。私の方からは小さな企業の状況をお話させていただきます。</p> <p>商工会の会員事業者は、小規模事業者、製造業でいきますと従業員が20人以下の事業者が小規模事業者となりますが、その小規模事業者が約9割を占めるという団体でございます。小規模事業者を中心に会員事業者から現況確認をいたしましたので、その結果について説明させていただきます。</p> <p>御手元の方にお配りさせていただいております使用者側資料でございますけれども、「特定最低賃金自動車部門に係る現況確認結果」でございます。まず、表紙に調査した事業所の基本情報が整理してございます。県内3か所に県商工会連合会の広域支援室がございまして、その職員が自動車・同附属品製造業の事業所の調査をいたしました。事業規模は記載にあるとおり28の事業所から協力をいただきました。</p> <p>続きまして2ページです。</p> <p>まず、「前年度の特定最低賃金の引上げによる影響」があったかにつきましては、影響が「あった」ところが28事業所中19事業所で、全体の約7割を占めております。その内容につきましては、「収益減少」が19事業所中15事業所で全体の約8割、従業員の「就業調整」が9事業所で約5割となっております。</p> <p>次にその下でございますが、「今年度も引上げられるとしたらどんな影響が予想されるか」という点でございますが、「収益圧迫」が約8割の23事業所、「就業調整」が約4割の12事業所、その他「就業時間減」、「廃業」、「従業員の退職解雇」と続いております。</p> <p>3ページでございます。「更なる特定最低賃金の引上げは競争力の低下につながるか」については、約半数の13</p>

事業所が競争力の低下に「つながる」としてしています。その下でございます「許容できる引上げ額」については、最低の引上げ額となります、(1)今年度地域別最低賃金の1,065円プラス1円、9円引上げの「1,066円」これが11事業所と最も多く、あとは(3)これは出来ないのですが「引上げは許容できない」といっているところが5事業所ございまして、合わせると16事業所の全体の6割が低い水準を求めているという事でございます。

続きまして4ページでございます。「愛知県より最低賃金が低いことで雇用確保が困難であったり、労働力の流出などあるか」については、(2)の「ない」が21事業所で全体の約8割を占めております。続いて「EV化の影響」でございます。現在急速なEV化は失速も見られておりますが、EV化の影響については、「影響あり」が9事業所となっており、具体的には、「部品点数が少なくなり自社関連の部品も減少」するでありますとか、「様々な技術に対応した自動車が生産されると不確実性が増す」として将来が見えないといった声がございまして。

次の5ページ、「米国関税の影響」でございますけれど、(2)の「現在すでに影響あり」が10事業所、(3)の「今後影響が予想される」が9事業所で合わせて19事業所と、全体の約7割が影響があるとしておりまして、具体的には、受注減少であるとか、コスト削減の要請がある等が挙げられております。

最後に6ページでございます。各企業さんから自由に意見をお書きいただいたところ、では「中小企業の賃上げは自分の身銭を切っており、それが無くなれば閉めざるを得ない」、では、「今後賃上げが進めば廃業に追い込まれるかもしれない」、では「受注が減少し物価も上がっているが、受注単価は据え置き状態となっている。会社がいつまで存続できるか心配だ」、では「諸経費の高騰等により利益確保が困難。賃上げに対する支払い余力は限界にきている」、は「労務費の上昇分が価格転嫁でき

ない」、でございますが「賃上げの対応が求められるが支払い余力はない。特に原材料費やエネルギーコストの上昇が続く中、価格転嫁をするには親企業と交渉する必要があり、なかなか厳しい。」、加えて「米国関税を見据えたコスト削減要請など中小企業は経営すら危ぶまれる。」、「行政による市場原理無視の賃上げはやめてほしい。最低賃金を引き上げるなら小規模事業者の賃上げ原資確保、下請け企業の労務費高騰分に対しても利益が確保できる仕組みを構築してほしい。」、も同様でございますけれども「賃上げの助成制度の拡充、価格転嫁の適正化支援、設備投資や省力化への補助制度拡充、人材育成を求める」という、まあ今もあるのですけれども、使いにくいという意見がまだまだたくさんございます。「罰則があるのに賃上げについて決定から発効までが短いので十分な期間を設けてほしい」、「引上げの明確な根拠、納得できる理由を示してほしい」という意見がございます。最後番ですけれども、「手取りを増やすには社会保険料や税金を下げることも重要であって、企業においても社会保険料の負担が厳しい。従業員の就業調整の負担も大きい。」といった声が挙がっております。

自動車産業は日本の基幹産業でございます、特に東海エリアの経済を支える主要産業であることは承知しております。その中で岐阜県の特徴として、7月31日の岐阜県最低賃金専門部会で資料提出いたしました、岐阜県は下請け企業の割合が70.9%と全国で一位でございます。帝国データバンクによる2025年8月のトヨタ自動車の全国サプライチェーン実態調査によりますと、隣の愛知県と比べると、やはり1次下請けは少なく、逆に3次以降の下請けが多いという事ははっきりと出ております。そういった点においても岐阜県はなかなか厳しい状況にあるという事でございます。賃上げによりまして自動車産業をすそ野で支える事業者が犠牲にならないよう、小規模事業者が疲弊することが無いように、今申し上げた

	現状を踏まえ、事業者の支払い能力について十分考慮した上で、ご審議いただきたいと考えております。以上でございます。
寺本部会長	ありがとうございます。 ただ今、労使双方から基本的な御意見をお聞きしました。補足等追加で何か御意見はありますでしょうか。労働者側いかがでしょうか。
亀井委員	特にございません。
寺本部会長	使用者側いかがでしょうか。
大脇委員	特にございません。
寺本部会長	ありがとうございました。 それでは、これより個別にお話を伺いたいと思います。まず、公労の二者協議から始めます。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願いいたします。
（公労、公使の二者協議を実施）	
寺本部会長	それでは公労使三者の審議を再開します。 ただ今労使双方から個別に御意見を伺いました。整理しますと、 労働者側からは、76円引上げの1,133円を提示されました。理由としましては、 自動車産業として見合った価値、人材を採用する必要があると。そういう中で、最低賃金は必要なファクターであるということ。その他にも、岐阜県から愛知県に就職先として流れてしまっている現状があり、その数字は大変大きいということで、愛知県の数字を意識せざるを得ないということ。愛知県の数字を意識するということで、地域別最低賃金を参考にすると、63円アップになったので、愛知県の自動車産業の特定最低賃金の1,081円に、地賃引上げ額の引上げ率を上乗せすると1,145円となる

が、企業内最低賃金の条件を考慮すると、申出書の労働協約の最低金額が 1,133 円であることから、1,057 円に 76 円引上げの 1,133 円としたというところです。

それに対して、使用者側からは、1,103 円という数字を提案されました。

その理由としては、

岐阜県内の賃上げ状況を意識する必要があるということで、岐阜県内企業の受結状況の資料を根拠に求めまして、岐阜県経営者協会集計の 2025 年岐阜県内企業の受結状況から、増加率の 4.31%を用いて現行の 1,057 円に乗じた額が 46 円引き上げるというところになります。

この数字を用いたところとしましては、岐阜県全体の状況を意識する必要があるだろうということを根拠としてこの数字を用いたというところですが、本来岐阜県全体のというところで、最低賃金の性質を考えますと、小規模、零細の数字を用いるべきであろうということもあわせて、そうなるともっと低い数字が出てくるのですが、今回共通の資料として持っている、岐阜県内企業の受結状況という数字を用いて、最低よりは少し上の数字ではありますが、46 円引上げの 1,103 円を出させていただいたと伺いました。

労働者側のほうも、こうした少しアップした数値を受け止めているというところで、その真意を受け止めてということだと思えますけれども、1,133 円にこだわるということは考えていないので、引き続き持ち帰って検討したいというところでした。

使用者側は、労働者側のおっしゃることについてはそのとおりであるし、46 円引上げというのを絶対に動かさない数字ではないということもおっしゃっていただいております。

なので、それぞれで持ち帰っていただいて次回につなげるということになりました。

それぞれ妥協点とかそれにこだわるということではな

	<p>いという形にはなりましたが、合意に至るには大きな開きがあるということですので、本日の審議を踏まえまして、次回の専門部会では全会一致で結審できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次に議題2「その他」についてです。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
中家室長	<p>特に用意している議題はございませんが、先ほど、公益の先生から、労働者側委員の資料がいただけるとお伺いしましたので、事務局で受け取り次第、公益委員と使用者側委員の皆様にもメールで送らせていただきます。</p>
寺本部会長	<p>それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会とします。次回は10月14日(火曜日)午後1時30分から、会場が変わりまして、この建物の4階、岐阜労働局B会議室で開催いたしますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました</p>